

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令第
規制の名称	地方管理空港において空港機能施設事業を行う者の指定の欠格事由(空港法施行令第7条関係)
規制の区分	規制緩和
担当部局	国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 電話番号:03-5253-8111(49624) e-mail :watanobe-y2sk@mlit.go.jp
評価実施時期	令和元年6月21日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>空港法施行令(昭和31年政令第232号)第7条第2号においては、地方管理空港における空港施設事業を行う者の指定の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちのの一つとして、従前、成年被後見人等を欠格条項としてきたものである。【規制の目的】</p> <p>一方、成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされた。</p> <p>また、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされた。</p> <p>これを踏まえ、成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われ、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」(平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会)において見直すこととされた。このことを踏まえ、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)において、空港法(昭和31年法律第80号)における欠格条項の削除等が行われた。【規制の必要性】</p> <p>今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、地方公共団体の長による地方管理空港における空港機能施設事業の指定における欠格事由から成年被後見人等を削除するとともに、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下同じ。)として、「心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの」を新設する。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって、申請者における地方管理空港機能施設事業を行うにあたり必要となる能力の有無を、申請を受けた地方公共団体の長が判断するために必要な情報を提供するための費用が申請者に生じ得る。
(行政費用)	個別審査規定を新設するに当たり、指定を受けることが可能かどうかを審査する費用が想定されるが、当該指定における審査項目は多数あり、今回、設置する個別審査規定の該当性の審査は、その一部であることから追加的な発生費用は僅少である。
直接的な効果(便益)の把握	当該規制において、成年被後見人等の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、今後は、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人等の権利の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制緩和にあたっては、空港法及び空港法施行令において、役員に対し業務遂行上求める判断能力について、今般新設する規定に基づき、的確な能力を有することを、個別の申請毎に厳正に審査することとしているため、本規制緩和に伴う副次的な影響は発生しない。
費用と効果(便益)の関係	<p>本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等を当該指定から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人等の権利の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果(人権問題の解消※)が非常に大きいものに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐる訴訟も提起されている状況。</p>
代替案との比較	<p>今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、個別審査規定を新設する以外の方法は想定できない。</p> <p>以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。</p>
その他関連事項	

事後評価の実施時期等	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、施行から5年後(令和5年度)に事後評価を実施する。
備考	